

# 虐待とは...

殴る、蹴るだけが虐待ではありません。

埼玉県虐待禁止条例では、虐待に該当する行為を①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト(放置・放棄)、④心理的虐待、⑤経済的虐待の5つの類型に定めています。具体的な例は次のとおりです。

## ①身体的虐待



- 殴る、蹴るなどの暴力をふるう
- 戸外に締め出す など

## ②性的虐待



- わいせつ映像等を見せる



- 子どもへの性的行為をする、性行為を強要する など

## ③ネグレクト(放置・放棄)



- 車に閉じ込める、置き去りにするなど、危険にさらす



- 必要な医療、福祉のサービスを受けさせない



- 食事を与えない、入浴をさせないなど、世話をしない



- 子どもの健全な成長を損ねる行為をする など

## ④心理的虐待



- からかう、侮辱する、無視する



- 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

## ⑤経済的虐待

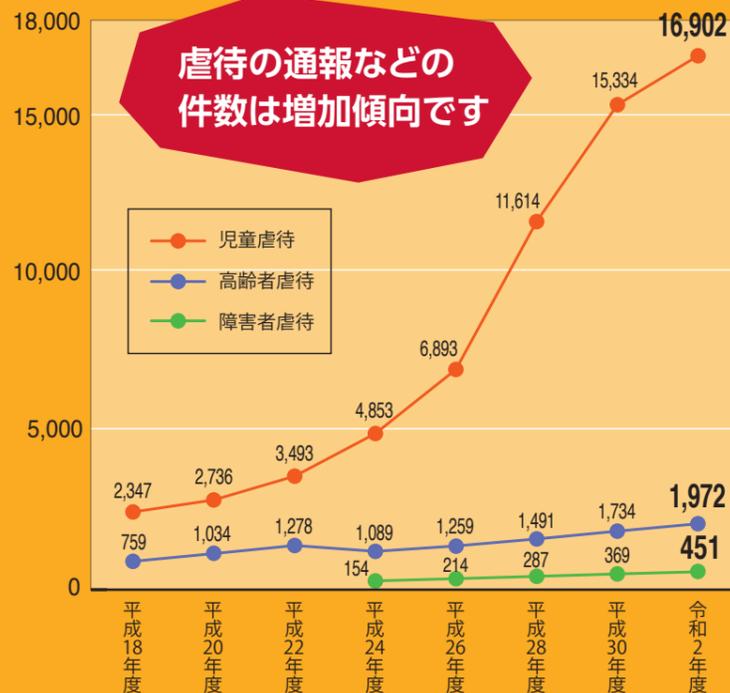


- 年金や財産などを勝手に使う、処分する



- 日常生活に必要な現金を渡さない、使わせない など

埼玉県の虐待通報・児童虐待相談対応件数の推移



虐待の通報などの件数は増加傾向です

## 虐待のサインを見逃すな

虐待を受けている人は周囲の人にサインを出している場合があります。サインに気付いたら#7171(ないない)に電話してください。

- 衣服が汚れている



- ゴミであふれている



- 怒鳴り声や泣き声が聞こえる



- 頻繁に怪我をしている



など

虐待のサインに気付いたら



埼玉県虐待通報ダイヤル

#7171 虐待 絶対 ないない